

第1回共同住宅の建築時の品質管理のあり方に関する検討会 議事要旨

日時：平成31年3月14日(木) 10:00～12:00

場所：中央合同庁舎2号館共用会議室 2A, 2B

(1) レオパレス21関係事案の概要とこれまでの対応について

○事務局から、資料2-1及び資料2-2により、レオパレス21関係事案の概要及びこれまでの対応についての説明を行った。

(2) 建築物の建築における重層的な品質管理について

○事務局から、資料3により、建築物の建築における建設業者、設計者、工事監理者及び建築主事・指定確認検査機関のそれぞれの役割についての説明を行った。

(3) 建築基準法の違反事案への対応について

○事務局から、資料4により、建築基準法の違反事案への国土交通省や特定行政庁の対応についての説明を行った。

○委員から、特定行政庁において日常的に疑義事案について情報共有する場合に機能することが考えられる体制について質問があり、特定行政庁や指定確認検査機関から構成されている任意機関である日本建築行政会議が考えられる旨回答した。

(4) 工事監理制度について

○事務局から、資料5により、現状の工事監理制度の制度的枠組みについて説明を行った。

○委員から、工場生産品の品質確保も含めて、工事監理のあり方について検討する必要性に関する意見があった。

(5) 建築確認検査制度について

○事務局から、資料6により、現状の建築確認検査制度の制度的枠組みについて説明を行った。

○委員から、建築基準法に基づく検査以外に、住宅性能表示制度や住宅瑕疵担保責任保険等の検査も存在することも踏まえて、検査制度等のあり方について検討する必要性に関する意見があっ

た。

(6) 大手賃貸共同住宅供給事業者の品質管理の実態調査について

○事務局から、資料7により、大手賃貸共同住宅供給事業者の品質管理の実態調査（案）について説明を行った。

○委員から、調査にあたっては、会社全体及び工場の品質管理、部材製造にあたっての外注の有無などにも留意して調査すべきとの意見があった。

(7) 今後の検討の方向性及びスケジュールについて

○事務局から、資料8により、今後の検討の方向性及びスケジュールについて説明を行った。

○今後の検討の方向性及びスケジュールについては、レオパレス21からの原因究明結果報告等の状況にもよるが、資料8を基本として進めていくこととなった。